

税のお知らせ

平成30年分確定申告
平成31年度分住民税申告
が始まります

町では、公民館で次の
申告の受付を行いますの
で、期限内に申告をして
ください。

【所得税及び復興特別所
得税確定申告】

2月18日（月）
～3月15日（金）
（土曜・日曜を除く。）

午前8時30分から午後5
時まで

（正午から午後1時までを
除く。）

※最終日3月15日（金）
の受付は正午まで

▼申告が必要な人

次ページのフローチャー
トを参照ください。

（申告が不要な人の説明
も一部記載。）

▼申告に必要なもの



①印鑑

②給与・年金の源泉徴収
票（原本）、報酬・料金
等の支払調書（写）等

③営業所得等がある場合
は収支計算書及び仕入、
売上、必要経費等の明細
書等

（※青色申告の人は、直
接税務署へ申告をしてく
ださい。また、土地・建
物、株式などを売った人
の譲渡所得の申告につい
ても同様です。）

④生命保険、地震保険、
平成18年以前契約の長期
損害保険等の控除証明書

⑤医療費控除の明細書、
セルフメディケーション
税制の明細書及び一定の
取組の証明書類等

⑥社会保険料、国民健康
保険税等領収書、国民年金
保険料等の控除証明書等

⑦身体障害者手帳、療育
手帳、精神保健福祉手
帳、介護保険による65歳
以上の要介護認定者等に
対する障害者控除対象者
認定書等

⑧所得税等の還付申告の
場合は振込先口座のわか
るもの、納める申告の場
合は口座使用印鑑

⑨マイナンバー（個人番
号）の記載＋本人確認書
類（詳細は別記）など

申告期限の終期が所得
税等の納期限です。納付
が遅れた場合や残高不足
等により口座振替ができ
なかった場合には、法定
納期限の翌日から納付日
までの延滞税を併せて納
付する必要がありますの
で、ご注意ください。

【住民税（個人の町・道
民税）申告】

所得税等の確定申告と
併せて、平成31年1月1

子ども相談支援センター
相談窓口のお知らせ

学校教員など
の悩みや子育て
に関する悩みなど
にたいして相談し
ていただきます。

●電話相談
☎ 0120-3882-56
（無料、毎日24時間対応）

●メール相談
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

●来所相談
（10～16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。）
子ども相談支援センター
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
※上記の電話相談で予約してください。

※ センターのWebページに、
「子ども相談支援センターへの相
談事例」を掲載しています。次の
URLからご覧ください。
URL: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

日現在、下川町に住所の
あった人を対象に、住民
税の申告の受付を行いま
す。

▼申告が必要な人

次ページのフロー

チャートを参照のうえ、
申告が必要な人は、関係
書類（所得税等確定申告
参照）を持参のうえ、期
限内に申告をしてくださ
い。

▼申告が不要な人

①税務署に所得税等の確
定申告書を提出する人

②給与収入のみで勤務先
から給与支払報告書が町
に提出されている人

③公的年金等の収入のみ
で日本年金機構等から公
的年金等支払報告書が町
に提出されている人

（※②又は③の人で、扶養
控除等の修正等が必要な人
や各種控除を受けたい人は
申告が必要です。）

④合計所得金額等が、次
ページのフローチャートの
「個人の町・道民税の
非課税限度額」以下の人